

(別紙様式)

業務改善の実施状況報告

組織名	門司植物防疫所	連絡先	093-321-1404
所管する業務の概要	輸出入植物の検査、指定種苗の検査、移動が制限及び禁止されている植物の取締り、病害虫の緊急防除		

1. 職員の基本的な心構え・行動について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
(1) 職員一人ひとりが農林水産省を代表しているという意識をもって行動できるよう、「接遇マニュアル」の周知徹底を図った。 (2) 年度始めに、職員の担当する業務内容とその責任範囲が明確にわかるような業務分担表を作成し、職員間で確認を行った。 (3) 平成 21 年 9 月の「国民視点確認月間」において当所管内各所で実施した「部署ごとの取組」をその後も継続して取組んでおり、各所の職員の意識改革に役立っている。 (4) 植物検疫の円滑、適切な実施においては、関係者の理解と協力が不可欠であることから、視察希望者の植物防疫所への受け入れ、市町村等が実施するイベントにも参加して、積極的に植物検疫の周知活動を行っている。 (5) 植物検疫等に関する電話等による外部からの問合せ、照会に対しては、親切、丁寧な対応を心掛けるとともに、ホームページに寄せられた意見等に対しても迅速、適切な回答に努めている。 (6) 農林水産省で働く職員の日々の行動の判断基準となる「7つの問いかけ～農林水産省職員行動規範～」を記したポケットサイズのカードを作成し、職員に配布し、常に携帯するようにした。	・ 接遇実態についての所内アンケートを行い、それを踏まえてのさらなる徹底方策の検討、各所での実践により、職員の意識改革を図る。 ・ 平成 22 年度の「国民視点確認月間」においても「部署ごとの取組」を行うことにしている。

2．国民視点に立った業務の遂行について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
○政策・事業（業務）等の企画立案・推進に関する取組 (1) 植物検疫に関する輸出入植物の検査業務、移動制限・禁止植物の取締り業務、病害虫の緊急防除業務等を行う中で、国民（関係者等）からの政策ニーズの把握を行っており、入手した情報については、精査した上で迅速に上部機関に報告している。 (2) 国民への規則改正等の周知にあたっては、庁舎内掲示版への掲示や関係者への資料配布等を行い、必要に応じて説明会等を開催している。また、説明会を開催した場合には、説明内容、質問・回答内容等を取りまとめ、上部機関（本省）に報告しており、職員にもメール等で通知し情報共有を図っている。 (3) 植物検疫の実施場所が植物の生産地となる種馬鈴しょ検査、輸出植物の栽培地検査・集荷地検査において、国民（生産者等）との直接対話を通じて、植物検疫の施策等に関する理解が得られるよう努めている。 (4) 植物防疫所以外の機関との連携強化を図るため、関係するCIQ機関、地方自治体（県、市町村）、各種団体、独立行政法人、民間機関等の会議に積極的に出席し、情報交換を行っている。 (5) 当所内での業務運営の適切な実施を図るため、管理職員と職員とのミーティングを定期的に行っている。 (6) 他の部署に関係する案件については、情報共有を図るとともに、関係部署との連携・協力の下に業務運営を行っている。 ○リスク管理に関する取組 (1) 平成22年4月に当所内の緊急連絡網を作成し、職員に周知し（人事異動等があった場合には逐次修正・周知）所内での組織運営の円滑化を図った。 (2) リスク管理・危機管理に関する情報を入手した際には、植物防疫所内のシステムを活用して職員に迅速に	・ 関係機関における、より効率的な情報の伝達方法、共有方法について検討する。 ・ 所内でのリスク管理・危機管理対応について、検討を行う。

情報提供するとともに、職員がいつでも活用できるようにした。 (3) 検査業務が法令等に基づく適切な実施について、業務監査を平成 21 年度に管内全所で実施し、監査実施者から指摘された事項については、直ちに改善した。 (4) ヒヤリ・ハット事例の情報を収集し、ミーティング等で紹介している。 ○ 食の安全に関する取組 (1) 「食の安全」に関する職員の意識向上を図るため、関連情報については、共有化を行っている。 (2) 消費・安全局の基本理念と目標を記した「消費・安全局の役割」(しおり)を全職員に配布し、「食」の安全を守るとの意識を持つようにした。	・ 平成 22 年度も業務監査を管内で実施する。 ・ 引き続き、ヒヤリ・ハット事例を収集する。 ・ 各植物防疫所でのミーティングにおいて、「食の安全」についての勉強会を計画する。
---	---

3. 業務を適切かつ円滑に遂行するための職場環境づくりについて	
・ これまでの取組実績及び現在実施している取組	・ 今後の課題とその改善策
(1) 業務運営の適切・円滑な実施を図るため、毎週月曜日に管理職員による会議を開催し、情報交換や業務実施方針の確認等を行っている。 (2) 当所管内各所においても、定期的なミーティングや打合せを行い、適切・円滑な業務運営に努めている。 (3) 当所内での新規採用職員の育成を図るため、「新規採用職員の検疫現場での育成方策」を策定し(平成 21 年 11 月)平成 22 年 4 月から当該方策に基づいて職員の育成を行っている。 (4) 交通安全に関する職員の意識向上を図るため、「交通安全を考える会」を開催し(平成 21 年 10 月、平成 22 年 5 月)当所内での交通安全対策を強化するとともに、毎月、交通安全情報を職員に提供している。 (5) 新規採用職員と管理職員との間で国家公務員としての心構え等について、意見交換を行った(平成 22 年 4 月)。	・ 関係者間での情報共有を積極的に行うことにより、業務の適切かつ円滑な遂行を図る。 ・ 新規採用職員以外の職員についても、人材育成の観点から検討を進める。

4 . その他の農林水産省改革を進めるための取組について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
「農林水産省改革の工程表」に準じた形で、「門司植物防疫所としての取り組み」を策定し、順次実施してきている(実施状況は平成 22 年 3 月の管内支所・出張所長会議で報告)。	取組を進める段階で、職員へのアンケート調査による意見等を踏まえつつ、各種課題の解決に向けた確実な前進を図る。